令和８年（フ）第２９５号
静岡県伊豆市修善寺1463番地の３　ビレッジハウス修善寺２号棟104
債務者　土屋　美里（旧姓清水）
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３０５号
静岡県駿東郡長泉町竹原374番地の１　シャルマンコーポ竹原612号
債務者　吉里美智子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２０４号
三重県鈴鹿市寺家二丁目11番10号　サンビレッジＴＵＴＵＭＩ　Ｂ203、前住所三重県鈴鹿市寺家五丁目24番21号　ハイツ鼓ヶ浦203
債務者　モリヤマ　美鶴
１　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１７号
三重県津市藤方2408番地　プレタメゾン壱号館Ｇ－６
債務者　松島　麻衣（旧姓藤原、佐々木）
１　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２２号
三重県鈴鹿市平田一丁目14番２号　シティハウス西川３Ｅ
債務者　鈴木　竹雄
１　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７９号
岡山県真庭市蒜山東茅部1176番地１
債務者　大倉　路子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第２０６号
香川県高松市中野町６番11―104号　中野町グリーンハイツ
債務者　竹内　義彦
１　決定年月日時　令和８年９月15日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２３５号
香川県高松市屋島西町1946番地16　ヴァンベール屋島301
債務者　鈴木　昇子
１　決定年月日時　令和８年９月15日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２７号
香川県観音寺市粟井町329番地２
債務者　西山　美佳（旧姓小山）
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第４０号
香川県観音寺市茂西町一丁目６番18号
債務者　田中　一恵
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第３５３号
愛知県豊田市大林町16丁目12番地３　シャーロックホームＺＵ　302号
債務者　七原　裕則
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４７９号
愛知県豊田市渋谷町１丁目２番地７　カントリー渋谷203号、旧住所愛知県豊田市若宮町５丁目５番地４　レオパレスフリージア若宮104号
債務者　森井　潤美
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第６４号
熊本県八代市麦島東町６号３番地（102）アメニティハイツ
債務者　前田　　翼
１　決定年月日時　令和８年９月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第２８３号
岐阜県各務原市川島河田町124番地１（ツインズＡ　101）、前住所岐阜県各務原市川島緑町２丁目182番地
債務者　梅田　享子
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３３７号
岐阜市八代３丁目２番９―102号（フレグランス八代）
債務者　小林　敬三（旧姓安念）
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４７０号
静岡市葵区唐瀬１丁目21番５号　202、旧住所静岡市葵区瀬名中央２丁目５番18―104号
債務者　佐久間　盛保
１　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部